

「徳島県犯罪被害者等支援推進計画（案）」の概要について

1 計画策定の趣旨

徳島県犯罪被害者等支援条例（令和 3 年 4 月 1 日施行）第 9 条に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針を定めるとともに具体的な施策を体系的に整理し、支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

3 基本方針

条例第 3 条の基本理念を踏まえ、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するために、次の基本方針を定める。

①支援体制の整備・充実

国、県、市町村、民間支援団体等が役割を互いに理解し相互に連携して支援を行える体制を構築する。

- ・総合的な支援体制の確立
- ・支援に係る人材の育成 ほか

②直接的施策の充実

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を支援する。

- ・経済的負担の軽減
- ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ほか

③県民等への理解の促進

県民や事業者等が、犯罪被害者が置かれている状況及び支援の必要性を理解するとともに、二次被害や再被害についても理解を深め、共に支え合える社会の実現を目指す。

- ・県民等への理解の増進

4 今後のスケジュール

2 月中旬～	パブリックコメント実施
3 月下旬	徳島県犯罪被害者等支援審議会において意見聴取
4 月 1 日	条例施行・「徳島県犯罪被害者等支援推進計画」策定